

入札説明書

目次	全	4 頁
1. 業務名称	1	1 頁
2. 実施場所	"	"
3. 契約期間	"	"
4. 業務概要	"	"
5. 入札及び契約に関する事務等を担当する部局等	"	"
6. 入札及び開札の日時及び場所	"	"
7. 入札及び契約の手続きに関して使用する言語及び通貨	"	"
8. 入札参加資格	"	"
9. 入札の方法等	2	2 頁
10. 入札保証金	2	2 頁
11. 入札の無効	4	4 頁
12. 落札者の決定の方法	4	4 頁
13. 再入札、落札者がいない場合の取扱い	"	"
14. 入札の辞退	"	"
15. 契約保証金	"	"

入札にあたっては、下記事項を熟読のうえ、行ってください。

- 1. 業務名称** 令和8年度沖縄科学技術向上事業「先端研究施設研修」業務委託
- 2. 実施場所** 茨城県つくば市
- 3. 契約期間** 契約締結日から令和9年3月1日（月）まで
- 4. 業務概要** 別添仕様書のとおり
- 5. 入札及び契約に関する事務等を担当する部局等の名称及び所在地**
 - (1) 名称 沖縄県教育庁県立学校教育課
 - (2) 所在地 〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1-2-16
 - (3) 問い合わせ先
沖縄県教育庁 県立学校教育課 普通教育班
(電話) 098-866-2715 (FAX) 098-866-2718
(MAIL) kakazshn@pref.okinawa.lg.jp 担当：嘉数
- 6. 入札及び開札の日時及び場所**
 - (1) 日時 令和8年7月16日（木曜日）午後2時
 - (2) 場所 〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1-2-16
沖縄県教育庁1階 サーバー室
- 7. 入札及び契約の手続きに関して使用する言語及び通貨**
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 8. 入札参加資格**
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、応札明細書の様式は別に定める。
 - ア 沖縄県内に事業所または支店があり、沖縄県内において旅行手配事業実績のある企業で、本事業を履行することができる体制が整備されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
 - ウ 入札参加資格確認申請日から落札決定日の間において、沖縄県の指名停止及び指名除外措置を受けていないこと。
 - エ 概ね過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績があること。

- (2) 申請の方法
当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接持参又は書留郵便により5(3)の場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格申請書（別添第1号様式）
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類
 - カ 旅行手配業務に関し2事業年度以上の事業実績を有していることを証明する書類（別添第2号様式）
- (3) 申請書の受付期間
令和8年7月6日（月曜日）から同年7月13日（月曜日）までとし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後4年間の範囲内で知事が定める入札参加停期間を経過していないものは、入札に参加することができない。その者を入札代理人として使用する者についても同様とする。

9. 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
（入札保証金については後述11参照）
- (2) 入札書は書面により、直接持参又は書留郵便により提出すること。なお、入札書の様式は、別添第3号様式に定める。なお、応札明細書（別様式）も併せて提出すること。
- (3) 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は別添第4号様式に定める。
- (4) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (5) 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札（再度入札を含む）は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りではない。
- (6) 入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※）
※ 落札決定にあつては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (7) 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

10. 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となる。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は入札保証金を納付済みであることを証明する書類の提示を行わなければならない。

- (1) 入札保証金を現金で納付する場合
入札保証金を現金で納付する場合は、下記①～⑤の手順により行うものとする。
- ① 入札保証金納付書発行依頼書を提出する

入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和8年7月13日（月曜日）までに5(3)の場所に提出する。なお、入札保証金納付書発行依頼書の様式は別添第6号様式に定める。

② 納付書により納付を行う

①に基づき5(3)の場所にて納付書を発行し、入札保証金納付書発行依頼書記載の住所あてに送付するので、6(1)までに下記金融機関にて納付する。

取扱金融機関	
・ 琉球銀行	・ 沖縄県農業協同組合
・ 沖縄銀行	・ 沖縄県信用漁業協同組合
・ 沖縄海邦銀行	・ 商工組合中央金庫那覇支店
・ コザ信用金庫	・ 指定されたみずほ銀行
・ 沖縄県労働金庫	・ 鹿児島銀行

③ 入札終了後、入札保証金還付請求書を提出する（落札者を除く）

入札保証金還付請求書に必要事項を記入し、5(3)の場所に提出する。なお、入札保証金還付請求書の様式は別添第7号様式に定める。

④ 入札保証金の還付（落札者を除く）

③による提出を沖縄県教育庁県立学校教育課が受領してから20日後に、入札保証金還付請求書により登録した口座に振り込む。

⑤ 入札保証金の還付（落札者）

落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当する。

(2) 入札保証金の免除

次のア又はイのいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

ア 保険会社との間に沖縄県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(ア) 提出書類	保険証券
(イ) 提出期限	令和8年7月13日（月曜日）午後5時
(ウ) 留意事項	※ 提出された保険証券は、返却しない。 ※ 保健証券（保険加入証明書）は、以下の内容が記載されたものを提出すること。

保険証券（保険加入証明書）記載事項	
a) 保険の種類	入札保証保険
b) 保険期間	入札日から1箇月
c) 入札金額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇
d) 保証金額	見積る契約金額の100分の5以上
e) 保険契約者	住所・商号又は名称・代表者職氏名
f) 被保険者	沖縄県知事
g) 件名	令和8年度先端研究施設研修業務委託
h) 入札場所	沖縄県教育庁
i) 入札日	令和8年7月16日

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去3箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ア) 提出書類	① 同種・同規模契約の履行実績（別添第7号様式） ② 同種・同規模契約にかかる契約書の写し （発注者、業務名、契約金額か確認できるもの）
(イ) 提出期限	令和8年7月13日（月曜日）午後5時
(ウ) 留意事項	※ 過去2年とは、令和6年7月1日からの実績とする。

(3) 各種手続きにかかる受付時間

上記の各種手続きにかかる受付時間は、特に指定のない限り、午前9時から午後5時までとする。

11. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(同一人が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札を含む)
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

12. 落札者の決定の方法

入札を行った者のうち、次の各号のとおり落札者を決定する。

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13. 再入札、落札者がいない場合の取扱い

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、3回までとする。
- (2) 前述11に掲げる無効となる入札をした者は、再入札への参加を認めない（ただし、前述11(5)及び(6)に該当する場合を除く）。
- (3) 再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行う。

14. 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。なお、入札を辞退した場合であっても、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

- (1) 入札執行前に辞退する場合
入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）により5(3)の場所に提出するものとする。なお、入札辞退届の様式は、別添様式第9号に定める。
- (2) 入札執行中に辞退する場合
入札辞退届（別添様式第8号）を、入札を執行する者に直接提出する。

15. 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(3)のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去3箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。